

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (1) 生涯を通じた女性の健康の保持促進

1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、生涯を通じた女性の健康の保持促進のため、基本計画の具体的施策の要請に対して、以下の取組を実施している。

(1) 生涯を通じた健康の管理・保持促進のための健康教育・相談支援等の充実

○ 健康教育の推進

- ・学校・地域保健連携推進事業（平成 16 年～19 年）

地域保健と連携した健康相談活動等が円滑に運営できるよう、健康相談活動の体制整備に係る指導・助言を行うとともに医療機関等と連携して学校へ専門医を派遣し、児童生徒の様々な心身の健康問題に対応。

平成 17 年度 47 地域

平成 18 年度 47 地域

平成 19 年度 50 地域

- ・子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業（平成 20 年～）

各診療科の専門医を学校に派遣する体制を整備し、専門医による児童生徒等の健康相談等を行うとともに、専門医や各市町村の保健部局と連携しながら、子どもの健康管理の充実や保護者への啓発活動等をモデル的に行う実践事業を実施。

平成 20 年度 46 地域

(2) 成人期、高齢期の健康づくり支援

○ 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

- ・「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」（平成 16 年度～）を実施し、地域住民の誰もが男女を問わず生涯にわたりスポーツに親しむことができる場となる総合型地域スポーツクラブの育成を推進。

平成 16 年度 1, 117 クラブ

平成 17 年度 2, 155 クラブ

平成 18 年度 2, 416 クラブ

平成 19 年度 2, 555 クラブ

平成 20 年度 2, 768 クラブ

（平成 20 年 7 月 1 日現在）

- ・「スポーツ指導者の養成・活用に関する実践的調査研究」（平成 19 年度）及び「地域スポーツ指導者育成推進事業」（平成 20 年度～）を実施し、女性のニーズにも応じた指導を行うことができる人材の育成を図るため、スポーツ指導者等の資質を高める研修プログラムの開発等を実施。

様式 2

2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

- 健康教育の推進
 - ・各診療科の専門医を学校に派遣し、専門医による児童生徒等の健康相談等を行うとともに、専門医や各市町村の保健部局と連携しながら、子どもの健康管理の充実や保護者への啓発活動等を行う実践事業を実施することにより、今後とも健康教育の充実を図っていく必要がある。
- 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進
 - ・女性が生涯にわたりスポーツ活動を行うことができるよう、地域住民が男女を問わず誰でも、身近にスポーツに親しむことができる場となる総合型地域スポーツクラブの育成を引き続き推進していく必要がある。とりわけ、今後は、総合型地域スポーツクラブが未設置である市町村におけるクラブの育成支援に重点的に資源を投入していく必要がある。
 - ・女性のニーズにも応じた指導を行うことができる人材を育成するため、今後とも、スポーツ指導者の養成等を図っていく必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

○成人の週1回以上運動・スポーツ実施率

平成16年度：38.5%

平成18年度：44.4%（男性：43.4%、女性：45.3%）

（内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」結果より推計）

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、妊娠・出産期における女性の健康支援のため、基本計画の具体的施策の要請に対し以下の取組を実施している。

(1) 適切な性教育の推進

○ 学校における適切な性教育の推進

- ・学校における性に関する授業は、学習指導要領に則り適切に行われることとなっている。
- ・「性に関する教育」普及推進事業

①性教育の実践調査研究事業（平成16年度～平成18年度）

エイズ教育等をはじめとした効果的な指導方法等について小・中・高等学校等を含む地域において実践的な調査研究を行う。

平成17年度 26地域

平成18年度 25地域

性教育の指導に関する実践推進事業（平成19年度～）

各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会の開催及び効果的な指導方法の実践研究を実施。

平成19年度 20地域+1団体

平成20年度 23地域+1団体

②指導講習会の開催（平成17年度～）

学校において、性に関する適切な指導が行われるよう、教職員等を対象とした指導講習会を開催する。

平成17年度 3地域

平成18年度 6地域

平成19年度 2地域

平成20年度 2地域

○ 性に関する学習機会の提供

- ・親や家庭等に対して性に関する健康の重要性についても学習することのできる機会を提供。（平成16年度～）

2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

○ 適切な性教育の推進

- ・性に関する教育を行う上での基本的な考え方が十分に浸透していない状況を踏まえ、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法について実践研究や指導講習会を実施するとともに、地域におけるモデル的な取組について支援することにより、今後とも性に関する教育の充実を図っていく必要がある。
- ・引き続き、親や家庭等に対して、性に関する健康の重要性についても学ぶことが出来る学習機会の提供に努める。

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 8 生涯を通じた女性の健康支援

(施策名) (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、健康をおびやかす問題についての対策を推進するため、基本計画の具体的施策の要請に対し以下の取組を実施している。

(1) HIV／エイズ、性感染症対策

- 学校におけるHIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進
 - ・学習指導要領「教科・保健体育」等において、エイズ、性感染症について取り扱うことが規定されている。
 - ・「性に関する教育」普及推進事業
 - ①性教育の実践調査研究事業（平成16年度～平成18年度）
 - エイズ教育等をはじめとした効果的な指導方法等について小・中・高等学校等を含む地域において実践的な調査研究を行う。
 - 平成17年度 26地域
 - 平成18年度 25地域
 - 性教育の指導に関する実践推進事業（平成19年度～）
 - 各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会の開催及び効果的な指導方法の実践研究を実施。
 - 平成19年度 20地域＋1団体
 - 平成20年度 23地域＋1団体
 - ②指導講習会の開催（平成17年度～）
 - 学校において、性に関する適切な指導が行われるよう、教職員等を対象とした指導講習会を開催する。
 - 平成17年度 3地域
 - 平成18年度 6地域
 - 平成19年度 2地域
 - 平成20年度 2地域
- ・世界エイズデーシンポジウムの開催（平成4年度～平成18年度）
- ・児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成（平成17年度～）
 - 児童生徒が自己の健康を適切に管理できるよう、HIV／エイズや性感染症などの問題をはじめとする様々な健康問題を総合的に解説した教材の作成・配布
 - 平成17年度 全国の中1、高1全員に配布
 - 平成18年度 全国の中1、高1全員に配布
 - 平成19年度 全国の小5、中1、高1全員に配布
 - 平成20年度 全国の小5、中1、高1全員に配布

様式 2

(2) 薬物乱用対策の推進

○ 薬物乱用防止教育の充実

- ・学習指導要領「教科・保健体育」等において、薬物乱用行為による心身への影響等について取り扱うことが規定されている。
- ・非行防止教室（薬物乱用防止も含む）等で使用する「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」を作成・公表し、全国の小中高等学校、都道府県教育委員会等へ配布。（警察庁・文部科学省 平成 18 年度）

・薬物乱用防止教育推進事業（文部科学省）

①薬物乱用防止教室の推進（平成 11 年度～）

薬物乱用防止教室の開催を推進するため、警察官、麻薬取締官 O B 等の外部講師に対する講習会を実施。

平成 17 年度 39 地域

平成 18 年度 40 地域

平成 19 年度 40 地域

平成 20 年度 41 地域

②シンポジウムの開催（平成 11 年度～）

教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムを開催する。

平成 17 年度 1 地域

平成 18 年度 3 地域

平成 19 年度 3 地域

平成 20 年度 2 地域

③広報啓発活動の推進（平成 11 年度～）

競技場等の大型カラーディスプレイシステムを活用した広報啓発活動を推進する。

平成 17 年度 1 団体

平成 18 年度 1 団体

平成 19 年度 1 団体

平成 20 年度 1 団体

④薬物乱用防止に関する学校・地域連携推進事業（平成 19 年度）

養護教諭を中心として、学校と学校薬剤師などの地域の専門家が連携し、中学生等に対して医薬品に関する正しい知識を身に付けさせ、薬物乱用防止に関する効果的な指導方法等の実践的な調査研究を行うとともに、中高生を対象とした地域フォーラムを開催する。

平成 19 年度 4 地域

- ・児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成（平成 17 年度～）

(3) 喫煙、飲酒対策の推進

○ 情報提供の実施と予防の推進

- ・学習指導要領「教科・保健体育」等において、喫煙、飲酒による心身への影響等について取り扱うことが規定されている。
- ・児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成（平成 17 年度～）

様式 2

2 今後の方向性、検討課題等

これまでの施策の取組状況及び現状分析より、以下の通り今後の方向性及び検討課題を抽出する。

- 学校におけるH I V／エイズ、性感染症に関する教育の推進
 - ・性に関する教育を行う上での基本的な考え方が十分に浸透していない状況を踏まえ、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法について実践研究や指導講習会を実施するとともに、地域におけるモデル的な取組について支援することにより、今後とも性に関する教育の充実を図っていく必要がある。

- 薬物乱用防止教育の充実、喫煙、飲酒対策の推進
 - ・児童生徒を取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症等様々な健康に関する現代的な課題が生じている。
 このような状況を踏まえ、児童生徒に対し、自らの健康に与える影響について十分認識させ、自らの心と体を守ることができるようにするため、啓発教材を作成・配布することにより今後とも健康教育の充実を図っていく必要がある。
 - ・薬物乱用問題については、青少年、特に中学生及び高校生の覚せい剤事犯検挙者は減少傾向が認められるものの、大麻・MDMA等合成麻薬事犯は依然高水準で推移しており、引き続き「第三次薬物乱用防止5か年戦略」等を踏まえ、学校における薬物乱用防止教育の推進に努めていく必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等

- 児童生徒の薬物に関する意識等調査の実施（平成18年2月）

・「薬物等に対する意識調査」における調査結果

	平成9年	平成12年	平成18年
「薬物等に対する意識等調査」において「薬物は絶対に使うべきでない」と回答した児童生徒の割合 (公立の小学校6年生)	男子 89.5% 女子 92.4%	男子 89.2% 女子 91.9%	男子 91.9% 女子 95.3%
「薬物等に対する意識等調査」において「薬物は絶対に使うべきでない」と回答した児童生徒の割合 (公立の中学校3年生)	男子 77.9% 女子 85.0%	男子 82.5% 女子 85.9%	男子 87.6% 女子 91.2%
「薬物等に対する意識等調査」において「薬物は絶対に使うべきでない」と回答した児童生徒の割合 (公立の高等学校3年生)	男子 68.6% 女子 81.4%	男子 74.5% 女子 87.2%	男子 81.7% 女子 91.1%

様式 2